

川崎市民プラザのあり方等に関する庁内検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市民プラザのあり方等に関する庁内調整を図るため、川崎市民プラザのあり方等に関する庁内検討会議（以下「庁内検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討会議は、前条の目的を達成するため、次の各号の事項を所掌する。

(1) 川崎市民プラザのあり方等に関すること。

(2) その他連絡調整に関すること。

(庁内検討会議)

第3条 庁内検討会議は、座長、副座長及び別表1に掲げる関係局区長をもって組織する。

2 座長は、市民文化局に属する事務を担当する副市長とし、副座長は他の副市長をもって充てる。

3 座長、副座長及び別表1に掲げる局区長が出席できないときは、当該座長、副座長及び局区長の指名する者が代理して出席することができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

(幹事会)

第4条 庁内検討会議に、幹事長及び別表2に掲げる関係職員をもって組織する幹事会を設置する。

2 幹事長は、市民文化局市民生活部長をもって充てる。

3 幹事会は幹事長が招集し、会務を総理する。

4 幹事会は、川崎市民プラザのあり方等に関する実務的事項を調査・検討する。

5 別表2に掲げる職員が出席できないときは、当該職員の指名する者が代理して出席することができる。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

7 幹事会は、円滑な運営を図るために、部会を設けることができる。

(庶務)

第6条 第3条から第5条に掲げる庁内検討会議等の事務は、市民文化局市民生活部企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。

別表1（第3条関係）

総務企画局長 財政局長 市民文化局長 環境局長 まちづくり局長 高津区長

別表2（第4条関係）

総務企画局都市政策部企画調整課担当課長 総務企画局行財政改革マネジメント推進室担当課長 総合企画局公共施設総合調整室担当課長 財政局財政部財政課長 市民文化局市民生活部企画課長 市民文化局市民生活部企画課担当課長 市民文化局コミュニティ推進部区政推進課長 環境局生活環境部廃棄物政策担当担当課長 環境局施設部施設建設課長 まちづくり局総務部企画課長 まちづくり局施設整備部施設計画課担当課長 高津区役所まちづくり推進部企画課長
--